

# 役員退職慰労金規程

社会福祉法人 みらい

# 社会福祉法人 みらい 役員退職慰労金規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 みらい（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）が退任した場合に支給することができる退職慰労金について定める。

## (適用範囲)

第2条 この規程は、退任する常勤の役員（以下この規定において「退任役員」という。）について適用し、非常勤の役員については適用しない。

## (退職慰労金の決定)

第3条 退任役員に支給する退職慰労金は、この規程に基づき算定し、理事会の同意及び評議員会の議決により決定する

## (退職慰労金の算定基準)

第4条 退任役員に支給する退職慰労金は、次の式に基づいて計算し、1円未満の端数は切り捨てとする。

$$\text{退職慰労金} = \text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{功績倍率}$$

2 前項における算定において、最終報酬月額によることが不適当と認められる場合は、在任期間中の標準報酬月額の内、適當と思われる値を採用し算定することができる。

## (在任年数)

第5条 在任年数は、常勤であった会計年度ごとの1年を単位とし、1年に満たない在任期間は切り上げし1年とし在任年数に含める。

## (功績倍率)

第6条 退職慰労金の算定基準における功績倍率は、次のとおり定める。

### ① 理事長職にある退任役員

ア 理事長在任年数=5年以下	0. 10倍
イ 理事長在任年数=6年以上8年以下	0. 50倍
ウ 理事長在任年数=9年以上10年以下	1. 00倍
エ 理事長在任年数=11年以上	1. 25倍

### ② 理事長職以外の退任役員

ア 常勤の役員在任年数=5以下	0. 10倍
-----------------	--------

イ	常勤の役員在任年数=6年以上8年以下	0.40倍
ウ	常勤の役員在任年数=9年以上10年以下	0.75倍
エ	常勤の役員在任年数=11年以上	1.00倍

2 退任役員が理事長職及び理事長職以外の役員の常勤在任年数を有する場合は、第4条の計算式に、それぞれの役職の在任年数（1会計年度に複数の常勤役員期間を有する場合は、上位の役職の1年とする。）、それぞれの役職の最終報酬月額又は第4条第2項の額及び、それぞれの役職の在任年数における功績倍率を適用し計算した額を合計するものとする。

#### （功労加算）

第7条 法人設立時、役員在任中及びその他の期間に、法人に金品の寄付を行うことにより、法人に特別に功労があったと認められる退任役員には、その功績の範囲内で、第4条の規程による退職金に50%を上限として加算することができる。

2 前項の功労加算は、評議員会の決議により行う。

#### （職員理事の取扱い）

第8条 この規程により支給する退職慰労金は、職員としての給与を支給している退任役員に対しては適用せず、正職員就業規則を適用するものとする。

#### （死亡退職金）

第9条 役員の退任理由が死亡による場合には、本規程に基づき算出した退職慰労金を、その遺族に支給する。

#### （支給限度）

第10条 第4条、第6条及び第7条の規定による計算額が、2,000万円を超える場合であっても、支給できる額は2,000万円を限度とする。

#### （特別減額）

第11条 第4条、第6条及び第7条の規定による計算額が、前3会計年度の決算や当該年度及び今後の事業運営の見込みなどに鑑み、法人の今後の事業活動に支障を及ぼす恐れがあるときには、評議員会の議決により計算額の3分の1の額を限度に退職金の減額を行うことができる。

2 法人に重大な損害を与えた退任役員については、評議員会の決議により相当の減額を行うことができる。この場合、前項における減額における限度は適用しない。

3 退任の理由が定款第22条第1号による場合は、退職慰労金は支給しないものとする。

(支給時期および支給方法)

第12条 退職金は振込により支給するものとし、評議員会の決議後3ヶ月以内に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、退任役員との協議により、支給時期及び支給方法などについて別に決めることができる。

(退職金からの控除)

第13条 退職金を支給する際は、次のものを控除する。

- ① 法令に基づく源泉所得税
- ② 法人に対する債務

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附 則

この規程は、令和7年6月13日から施行し、第5条については法人設立の日から適用する。